

# 本土復帰前沖縄の高齢者福祉政策

## 家庭奉仕員制度を中心に

○立命館大学・日本学術振興会特別研究員

佐草智久

### 1 目的

この報告の目的は、家庭奉仕員制度を中心に、本土復帰前の沖縄の高齢者福祉の展開について明らかにすることである。これまで本土復帰前の沖縄の在宅高齢者福祉政策については、社会福祉学の立場から中畠（2016）が1967年9月に「沖縄県平良市」で開始されたと紹介したほか、渋谷（2014）が1968年当時の「沖縄県コザ市」の家庭奉仕員制度の実態について、一次資料から詳述している。

しかしここでの中畠・渋谷両氏には、極めて重要な視点が欠落している。両氏の言及する時期の沖縄は本土復帰前であるため日本の施政権は及んでおらず、法体系も社会制度も本土とは別個の枠組みの中で展開されていた。当然、それらの際を遠因とした制度設計の差違や制度運用上の特徴などが存在する可能性も否定出来ない。したがってそれらを明らかにし、戦後社会福祉史研究に一石を投じるため、この時期の沖縄を本土とは別個の歴史として扱う必要があると発表者は考える。

### 2 方法

米軍統治下の社会制度を概説した中野（2005）を参考にした他、2017年3月より数回沖縄県立図書館や沖縄県立公文書館、国立国会図書館関西館にて数回の資料調査をおこない、米軍統治下の沖縄の社会状況、高齢者福祉政策の展開、家庭奉仕員制度の運用実態がについて記された一次資料を入手した。今回の発表にあたって、それらの資料の分析を主たる手法に用いた。

### 3 結果

米軍統治下の沖縄では、老人福祉法が制定されたのが1966年であり、本土で散見されるような同法制定前の地域実践は確認出来なかった。同制度の開始は本土法の影響を多分にうけて受けており、まさに同法制定と抱き合わせというかたちでの展開であったと考えられる。制度の実施は中畠の指摘どおり1967年実施の平良市が端緒であった。その後着実に人員を増加し、1971年度には41市町村に計65名在籍していた。奉仕員は1人あたり6件のケースを担当することとなっていた。実際のケース数は不明であるが、同年の沖縄の老人ホーム（特別養護・養護双方）の定員が450人であることに鑑みれば、両者の規模はほぼ変わらなかったと言えるだろう。またその他、制度実施にあたって社会福祉法人への事業委託が認められている（本土では89年に解禁）など、法制度上も差違が確認された。

### 4 結論

以上から、①沖縄の高齢者福祉政策は本土に比べて在宅処遇の比重が高かったこと、②民間団体（社会福祉法人）への事業委託が法制度上すでに認められていたという2点の特徴が確認された。これらの背景には、単なる財政上の問題に限らず、急激な人口移動等に伴う家族環境の変容、元来の平均寿命の長い地域であったことなど様々な要因が推察される、それらについての検討は今後の課題としたい。

### 文献

中畠洋，2013，『地域福祉・介護福祉の実践知——家庭奉仕員』現代書館。

中野育男，2005，『米軍統治下沖縄の社会と法』専修大学出版局。

渋谷光美，2014，『家庭奉仕員・ホームヘルパーの現代史——社会福祉サービスとしての在宅介護労働の変遷』生活書院。